

愛知中部水道企業団 監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、実施した定例監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成27年11月25日

愛知中部水道企業団

監査委員 大屋英喜

監査委員 佐野尚人

- |            |                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査の対象    | (1) 平成27年度上半期予算執行状況について<br>(2) 工事等に係る契約の状況及び関係書類の処理状況について<br>(3) 貯蔵品(量水器)の出納等について |
| 2 監査期日     | 平成27年11月25日                                                                       |
| 3 監査の重点    | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定を重点に監査を実施した。                         |
| 4 監査の方法    | 関係書類の提出を求め、必要に応じて質問を加えながら実施した。                                                    |
| 5 出席を求めた職員 | 局長始め関係職員                                                                          |
| 6 監査の結果    | 監査を実施した事項は正確に処理されており、また、事務の執行状況及び事業の管理も適正になされており、良好なものと認める。                       |